

論 文 審 査 の 要 旨

博士の専攻分野の名称	博 士 （ 学 術 ）	氏名	佐藤 洋子
学位授与の要件	学位規則第4条第①・2項該当		
<p>論 文 題 目</p> <p>現代日本における既婚女性の労働生活－広島県を事例として</p>			
<p>論文審査担当者</p> <p style="padding-left: 40px;">主 査 教 授 西村 雄郎</p> <p style="padding-left: 40px;">審査委員 教 授 秋葉 節夫</p> <p style="padding-left: 40px;">審査委員 教 授 坂田 桐子</p> <p style="padding-left: 40px;">審査委員 准教授 大池 真知子</p>			
<p>〔論文審査の要旨〕</p> <p>本論文は、労働社会学分野における先行研究をふまえ、グローバル期における広島県内で暮らす既婚女性に焦点をあて、日本の地方社会に暮らす既婚女性が直面している労働生活問題の特質を、ジェンダーに基づく職務分化のあり方と地域差に着目して、明らかにしようとしたものである(序章)。</p> <p>1章では、日本の社会変動に基づく女性労働の変容と政策的対応が検討され、さまざまな男女平等施策や両立支援策が女性をジェンダー中立的な「個人」と想定して立案されてきたことによって、非正規雇用が増大する女子就労の今日的状況を解決する方策として有効に機能していないことが示されている。</p> <p>2章では、女性雇用に関わる企業戦略と女性の対応が分析され、企業が「女性活用」を図るために「男女均等」と「子育て両立支援」策をとるか否かによって、女性労働者が①「均等待遇」と「両立支援」を享受する女性、②男性並みの長時間労働のもと「均等待遇」を受ける女性、③正規雇用社員であるにもかかわらず「両立支援」を受けるために就労形態の「調整」を行う女性、④コスト面から非正規雇用者として採用され就労支援を受けることができない女性、の4階層に分化していることが示されている。</p> <p>3章ではグローバル期における広島県市町の地域特性と女性の職業構成の特性を示すため、国勢調査などのセンサスデータに多変量分析を加え、広島県の市町村が①「中核的都市サービス地域」、②「工業・準都市サービス地域」、③「工業地域」、④「地場産業地域」、⑤「農業地域」、⑥「農業・公務地域」といった「中心一周辺」構造をとり、女性の就労パターンもこれに対応していることを示している。</p> <p>これらをふまえ、4章では「中核的都市サービス地域」として広島市に本社を置く総合スーパーA社の「均等支援策」のなかで「エリア社員」、「パート主任」と言った就労調整型の社員を「選択」していく既婚女性社員の対応、5章では「資本集約型工業都市」であることによって女性労働市場が狭小である呉市において、家事労働との「調整」を図るためパートタイム介護士を選択する女性と、女性専門職労働者として「均等待遇」を受けていた看護師が結婚・出産によってパートタイム看護師を「選択」という、医療・福祉サービス業に従事する既婚女性の対応、6章では「工業・準都市サービス地域」であるとともに、地場産業都市としての特性をもつ福山市で縫製業で働く既</p>			

婚女性の労働生活が、「専門職」として就労と家事・育児の「両立」を図ることが可能であった「縫製工」から企業活動のグローバル化によって「営業アシスタント」へ変化する中で「両立」が困難になっていること、が実証的に分析されている。

これらの分析をふまえ、終章では、上記の②「均等待遇」で採用された女性が、結婚・出産によって、一部の①「均等待遇」と「両立支援」を享受する女性を除いて、③の「両立支援」を受けるために就労形態の「調整」を行う正規雇用社員や、④のパートタイム労働者に下方移動していること、しかもこの傾向は地域差を持ちながら多くの地域で現れていることを指摘し、これらの問題を解決することができる女性就労支援策の必要性を主張している。

審査委員会は、本論文はグローバル化にともなう地域社会の「中心—周辺」構造を背景とする既婚女性労働者生活の特性と困難を実証的に示すとともに、女性労働者の地域差をふまえた政策的対応の必要性を説得的に説いた学術論文として評価できる、と一致して判断した。

以上、審査の結果、本論文の著者は博士（学術）の学位を授与される十分な資格があるものと認められる。

備考 要旨は、1,500字以内とする。